

1. 推進体制

- 本プランの推進にあたっては、スポーツに係る関係機関・団体等との連携を図るとともに、学校体育やスポーツ医・科学等の各種の専門的知見を取組に反映させるために設置した富山県スポーツ推進審議会が中心となって行います。
- 同推進審議会においては、条例により、「県のスポーツの推進に関する事項について調査審議する」とされていることから、同推進審議会が中心となって、プランの進行管理を行います。
- また、県は、プランの周知を図りつつ、市町村及び市町村教育委員会、関係機関、スポーツ関係団体などとの連携体制を強化しながら、同プランに基づく取組を推進します。

2. プランの評価等

- プランの進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設けた「参考指標」を用いて行います。
- 具体的には、富山県スポーツ推進審議会を定期的に開催し、最新の数値に基づいて、これまでの参考指標の推移や目標年度（令和11年度）との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行います。
- また、県政世論調査等により、定期的に県民のスポーツ活動に対する実態やニーズの把握を行います。
- 目標の達成のために必要があると認められる場合には、富山県スポーツ推進審議会における検討を経て、取組内容の充実を図ります。